○三〇五・三二号」の下に「又は第〇三〇五・五三号」を加え、「関税率表第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・七二号の二の㈡若しくは三の㈡又は第〇三〇五・七九号の二の㈡若しくは三の㈡に掲げる物品のうち

関税率表第〇三〇五・五四号に掲げる物品のうち	
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスティ）、いわし（サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス・サイラ）	
関税率表第〇三〇五・六九号の二に掲げる物品のうち	
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	に、「第
関税率表第〇三〇五・七二号の二の㈡のB若しくは㈢のB又は第〇三〇五・七九号の二の㈡のB若しくは㈢のBに掲げる物品のうち	

○三〇七・四一号又は第〇三〇七・四九号の一若しくは三」を「第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四三号又は第〇三〇七・四九号の二」に改め、「(セピア・オフィキナリス)」を削り、「又は第〇三〇七・九九号の二」に改め、「いか（もんごういかを除く。）」を削る。

（通関業法の一部改正）

第六条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十条」を「―第四十条の二」に改める。

第十条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「死亡し、又は」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　死亡した場合で、第十一条の二第二項の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

第十一条の次に次の一条を加える。

（許可の承継）

第十一条の二　通関業者について相続があつたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により通関業の許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。

2　前項の規定により通関業の許可に基づく地位を承継した者（次項において「承継人」という。）は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について税関長に承認の申請をすることができる。

3　税関長は、承継人について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

4　通関業者について合併若しくは分割（通関業を承継させるものに限る。）があつた場合又は通関業者が通関業を譲り渡した場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者（次項において「合併後の法人等」という。）は、第十条第一項第一号又は第三号の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人若しくは当該分割をした法人又は当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる。

5　税関長は、合併後の法人等について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

6　税関長は、第二項又は第四項の規定により承認をしようとする承継に係る通関業の許可について第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件（この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合においては、第三条第三項の規定を準用する。

7　税関長は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

第三十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「附された条件」を「付された条件（第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）」に改める。

第五章中第四十条の次に次の一条を加える。

（不服申立て）

第四十条の二　関税法第九十一条の規定は、この法律の規定による税関長の処分について審査請求があつた場合について準用する。

第四十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「附された条件」を「付された条件（第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。以下この号において同じ。）」に改め、同項第四号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第七条　通関業法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に、「第四十条の二」を「第四十条の三」に改める。

第三条第一項中「その業に従事しようとする地を管轄する税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に、「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第四条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同項第二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同項第四号中「通関業務を行なおうとする地域及びその」を削り、同条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五条中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第十三条第一項」を「第十三条」に改め、同号を同条第三号とする。

第六条中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

七　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過していない者（第十一号において「暴力団員等」という。）

第六条に次の一号を加える。

十一　暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

第八条第一項中「、その通関業の許可に係る税関の管轄区域内において」を削り、「行なう」を「行う」に、「その営業所の所在地を管轄する税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「及び第五条第二号から第四号まで」を「並びに第五条第二号及び第三号」に改める。